

# はなし抄

離婚などで別れた親と子が会う面会交流は、米国では百人以上前年から、子どもと別居した親の権利として認められていました。隔週に一度、金曜日から日曜まで泊まりがけで子どもを預かるのが平均的です。先進国で、面接交渉権の法的な定めがないのは日本だけです。このため、会いたいのには会えないで悩んでいる親子もいます。

一九八〇年に米国ではカリフォルニア州が民法を改正し、「両親との頻繁かつ継続的な接触を保証する」との条項を加えました。日本で言う共同親権を離婚後も選べるようにしたのです。日本は離婚

## 神戶親和女子大教授 棚瀬 一代さん

(4日、札幌・中央区で開かれた講演会から)

### 離婚後の親子関係断絶させない工夫を米国に学んで



後、片方の親しか親権者にならない単独親権です。

共同親権になると、子どもの教育や医療、宗教など大きな問題を決める際、父と母の双方の同意が必要です。今では全米五十州で、離婚後も共同親権を選択できます。

かつては米国でも離婚後は単独親権が主流でした。別居の親に会うのは同居している親に対して申し訳ないと感じ、子どもが悩み、成長に悪影響があるとの指摘もあったからです。

「同居する親が否定的な態度さえとらなければ、子どもは別居の親に会っても後戻りしたさを感じないし、別居中の親との良い関係の継続が子どもの精神的健康に極めて重要だ」との考えに基づいていま共同親権を認めた新法は、

八四年に米国で行われた離婚後の親子関係に関する調査によると、対象者のうち約76%が共同親権を選んでいました。単独親権を選んだ場合でも、別居する親は頻繁に子どもと会える「面接交渉権」を得られます。

日本の家庭裁判所も、「面会交流は子どもの幸せのため重要」と認めるようになりましたが、それでも「元夫婦が協力的関係を築けないので面会交流を見合わせる」との判決も目立ちます。しかし、米国でも協力的な元夫婦は30%だけとされています。多くは、父と母が接触せず、それぞれ単独で子どもにかかわる形で、親子関係をつないでいるのです。

クバオレンス(DV)があった場合の面会交流は、日本ではまず認められません。米国では即禁止にはなりません。DVの専門知識を持つ家裁の職員が暴力の内容を調べた上で、第三者がいる状況で面会交流を認めるか、あるいは禁止するかなどを決めます。

その場合、加害者はもちろん、被害者や子どもにも専門家のカウンセリングが義務づけられます。加害者が暴力的になるのを変えることが大切だからです。

別居が引き金の暴力や、男女が互いに暴力を振るっているなら、面会交流は危険ではありません。危険なのは、何度も暴力を繰り返したり、被害妄想を膨らませたりした上での暴力です。こうした場合に家裁は、民間で運営している親子交流支援施設「ピンチ・イン・センター」に面会交流をあっせんします。

子どもへの危険がないなら、父母が鉢合わせにならないよう、時間や場所をずらしてこのセンターで子どもを受け渡し、別居の親は子連れで

外出もできます。子どもへの危険があるなら、親子の面会はマジックミラー越しに、センター職員が監視する交流室で行います。別居する親がDVの非を認めなかったり、子どもがおびえたりしている場合、職員が交流室に入室するか、面会を禁止します。

米国の司法界は、できるだけ親子の関係を断絶させない立場をとっています。子どもは幼いほど同居していた時の記憶が短いので、別居している親に会えば泣くし、体調も崩しやすくなります。しかし、それは普通の反応でやがて収まります。日本の家裁や同居の親は、少しでも子どもにこうした反応が出ると、面会交流を止めがちですが、もう少し見守るべきです。

たなせ・かずよ 1943年、福島市生まれ。高校時代に交換留学生として渡米。84、85年にはカリフォルニア州で離婚後の家族の面接調査を行った。国際基督教大卒。京都大学大学院で教育学博士を取得。臨床心理士。大津家庭裁判所家事調停委員、帝京大文学部助教などを経て現職。神戸市在住。